

令和8年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度糸島市子ども芸術体験事業実施業務

2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

糸島市内（公共施設を基本として、受託者提案に基づき糸島市と協議の上決定）

4 業務目的

本業務は、令和7年度策定の「糸島市文化芸術推進基本計画」（以下「計画」という。）に基づき、次代を担う市内の子どもたちに対して質の高い文化芸術体験の機会を提供することを目的とする。

実施にあたっては、民間の専門性、企画力、独自性を最大限に活用し、市直営では困難な高い効果と価値を創出することを目指す。

5 業務概要

本市における「アートの森づくり（人づくり）」の重要な柱として、単発のイベント開催に留まらず、子どもたちが文化芸術に親しみ、その創造性や感性を育む「苗木」を育てる過程を重視した、継続的かつ一貫性のある体験プログラムの構築及び実施を委託業務として行うもの。

6 業務内容

受託者は、子どもの参加者を募り、参加者が文化芸術に親しむ体験プログラム（以下「事業」という。）を行うため、下記の業務を実施すること。

- ア 年間を通じた子ども向け芸術体験イベント（年4本。同一内容複数回実施は1本とカウントする）の企画、構成、実施、運営、撤去
- イ 出演者、講師、アーティスト等の選定及び手配、契約交渉
- ウ 会場借用に係る手続及び会場設営、原状復帰
- エ 事業周知内容作成、チラシ・ポスターの印刷及び配布、参加者募集・受付管理
- オ イベント当日の安全管理、会場誘導、運営スタッフの配置・統括
- カ アンケートの実施、事業報告書の作成及び提出

7 業務実施上の要件

(1) 企画の方向性

ア 本事業は年間を通じた一連の取組としての一貫性を持たせること。具体的には、以下の要素を組み合わせ、又は複合化させることで、子どもたちが継続的に文化芸術に関心を持てるような工夫を凝らすこと。

- ・鑑賞する：コンサート、アーティスト作品鑑賞等
- ・作る（創る）：絵画、クラフト制作、デザイン体験等
- ・演じる（演奏する）：演劇ワークショップ、楽器演奏体験等
- ・交流する（対話する）：アーティストとの対話、ワークショップ等

イ 本事業は計画に基づくものとして、業務目的である「子どもが文化芸術に親しむ機会」のほか、諸課題（バリアフリー化、まちづくり、多様な主体との連携等）にもアプローチできるような工夫を凝らすこと。

(2) 対象者及び実施体制

- ・対象：市内の子どもを主たる対象とし、以下の点に留意すること。

ア 年間（全4本）を通じて幅広い年齢層の子どもが体験できるよう、対象年齢を設定すること。

イ 事業内容、使用する器材、会場環境、想定参加人数その他安全管理上の必要に応じて、各イベントごとに対象年齢、参加条件又は定員を設定すること。

ウ うち1本は主として0歳から2歳までの子どもとその保護者向けの内容とすること（単なる「0歳児も入場可能」という設定に留まらないこと）。

エ 大人は保護者として、又は協力者として参加を促す形式とすること。

- ・収容：伊都郷土美術館、伊都文化会館、市内コミュニティセンター等各会場の特性（想定20～100人程度）を活かした適切な運営計画を立てること。
- ・専門性の確保：子どもへの指導経験が豊富なアーティストや講師を起用し、安全かつ教育的価値の高いプログラムを提供すること。
- ・障がいのある人への合理的配慮：障がいのある人でも参加や検討をしやすいよう、設営や人員配置に工夫を凝らした上で、受入環境を周知・表示すること。

(3) 安全管理

- ・子どもが参加する事業であることを最優先し、徹底した安全管理体制（保険加入、緊急時対応マニュアルの策定、スタッフの配置等）を構築すること。
- ・特に、上記(2)に規定する「0歳児を含む未就学児向け」のイベントにおいては、当該参

加の親子に配慮した環境（親子同室、授乳やおむつの環境、ベビーカー導線、適切な音量・照明・時間設定、スタッフの配置等）を構築すること。

- ・近年の感染症リスクや、熱中症、怪我等の事故を未然に防ぐため、万全の対策を講じること。
 - ・受託者は、本業務の実施に当たり、参加者、講師、スタッフその他関係者の事故等に備えるための傷害保険及び、第三者の生命、身体又は財物に損害を与えた場合の損害賠償に対応するための賠償責任保険その他必要な保険に加入すること。
 - ・前項の保険に要する費用は委託料に含むものとし、受託者は、契約締結後、本市が求めるときは、加入する保険の内容が確認できる書類の写しを提出すること。
 - ・受託者は、各イベントの参加者に対し、以下の点について承諾の可否を確認すること。
 - ア 主催者または報道関係者が、参加者を画像または映像により撮影すること。
 - イ アの画像または映像が、本業務の事業報告、市の広報等PR媒体その他各種メディアに掲載されること。
- ※承諾のない参加者については、ビブス等で区別し撮影しない等配慮すること。

(4) 事業報告

- ・基礎資料としてアンケートを実施すること。必須項目として、参加者数、参加者の属性（年齢区分、居住地（市内/市外）、同伴者有無）、認知経路、満足度・評価、今後も参加したい意向、安全・運営、広報実績を集計できるような設問とすること。
- ・当日の様子を撮影した画像データを添付すること。
- ・事業報告書はPDF及び編集可能なデータで提出すること。

8 費用について

以下に要する費用は委託料に含む。

- ・人件費：事業のプログラム作成、実施・周知・申請受付等にもなう事務局業務
- ・広告宣伝費：特設WEBページ作成、事業紹介パンフレット作成等
- ・会場費：事業の会場費等。ただし、市主催事業のため、伊都文化会館、伊都郷土美術館、市内コミュニティセンターの会場料金のみ、減免対象（備品・エアコン使用料は減免対象外）。
- ・報償費：芸術体験を提供するアーティストへの謝金等
- ・保険：本業務の実施に当たり必要となる傷害保険、賠償責任保険その他必要な保険の保険料
- ・その他業務実施に要する費用：本事業の企画又は実施時に発生する備品及び消耗品等

※本業務遂行に直接必要なものに限る。

※事業の参加費は無料とする。

※市の備品等として、以下を貸与可能。

・プレイマット60センチ角4枚セット×60セット

9 受託者の責務

委託業務の遂行にあたり、本市、子ども等（保護者、学校や保育施設等の関係機関）、会場及び周辺地域の関係者等及び市民などの不信を招くことがないように十分に業務内容を理解し、円滑に処理するよう万全を期すること。

(1) 苦情対応

子ども等及び関係者等と受託者間のトラブルへの対応は、原則としてすべて受託者の責任において行うこと。

(2) 個人情報の保護及び資料等の適正な取扱い

ア 業務で取得する個人情報及び取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、本市個人情報保護法施行条例（令和5年本市条例第1号）及びその他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

イ 個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を講じること。

ウ 参加者を撮影した画像または映像の保管及び使用は、事前に承諾を得たものに限ること。

(3) 業務上知り得た事項の秘密の保持

受託者及び委託業務従事者等（委託業務に直接、間接を問わず関わるすべての者を意味する。）は、業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。また、委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらは、本契約終了後においても同様とする。

(4) 危機管理

子ども等に事故や災害などの緊急事態が発生した場合の対応策及び緊急時の体制を整備しておくこと。

10 その他の要件

(1) 法令を遵守し業務を執行すること。

(2) 受託者は、委託業務完了後速やかに収支決算報告書及び事業報告書を提出すること。

(3) 本業務により作成された成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者がその成果を活用する場合、無償で使用できることとする。

(4) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、本市が受託者と協議して決定するものとする。

(5) 業務の実施にあたっては、本市との調整会議を必要回数設け、事業の実施が円滑に行われるように調整すること。

- (6) 本市との調整会議は、糸島市役所もしくは本市が指定した場所で行うこと。
- (7) 受託者は、子どもに対する取組又は文化芸術の取組の実績があることが望ましい。

11 再委託

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得るものとする。ただし、講師謝金・出演料等単発の役務提供は再委託に含めない。
- (3) 再委託先は、実施要領「6 参加資格要件」(1)～(6)を満たすこと。
- (4) 受託者と再委託先との契約には、受託者が本市に対して負う義務（個人情報保護等）を再委託先も遵守する内容を規定すること。
- (5) 受託者は、再委託先の行為につき、本市に対し再委託先と連帯して責任を負うものとする。